

29 日 獣 発 第 206 号

平成 29 年 9 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

このことについて、平成 29 年 9 月 12 日付け環自野発第 1709121 号をもって、環境省自然環境局野生生物課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度も 10 月より野鳥における当該ウイルス保有状況調査を実施する旨を通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

環自野発第 1709121 号
平成 29 年 9 月 12 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

野生生物行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴団体におかれましても了知されるとともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。



各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、以下の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしく願います。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

中国においては、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染がいまだに確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。